

独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-4号

平成19年4月1日 一部改正	平成19年12月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正	平成21年4月1日 一部改正
平成21年6月1日 一部改正	平成21年12月1日 一部改正
平成22年4月1日 一部改正	平成22年12月1日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正	平成24年3月1日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正	平成25年4月1日 一部改正
平成26年1月1日 一部改正	平成26年1月23日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正	平成26年12月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正	平成27年10月1日 一部改正
平成28年3月10日 一部改正	平成28年12月5日 一部改正
平成29年4月1日 一部改正	平成29年12月15日 一部改正
平成30年12月11日 一部改正	令和元年7月17日 一部改正
令和元年12月4日 一部改正	令和2年11月27日 一部改正
令和4年6月13日 一部改正	令和4年12月5日 一部改正
令和5年4月1日 一部改正	令和5年8月25日 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10第2項及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則（平成18年規程第2-3号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）に所属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、常勤の職員に適用する。ただし、職員就業規則第22条の規定に基づき採用された職員及び非常勤職員の給与については、別に定めるもののほか、この規定を準用する。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本給は、本給とする。
- (2) 諸手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、超過勤務手当、宿直手当、夜勤手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等は、その月の月額的全額を毎月17日（以下この項において、毎月17日を「支給日」という。）に、超過勤務手当、夜勤手当及び宿直手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日次が次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 支給定日が日曜日に当たるとき 15日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和22年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)にあたるときは18日)
 - (2) 支給定日が土曜日に当たるとき 16日(その日が休日にあたるときは15日)
 - (3) 支給定日が休日かつ月曜日にあたる時 18日
- 2 通勤手当は、第23条第6項に規定する支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。
 - 3 寒冷地手当は11月から翌年の毎年3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。
 - 4 期末手当及び勤勉手当は6月30日及び12月10日(以下この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払方法)

- 第5条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

- 第6条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
 - 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
 - 4 第1項または第2項の規定により、本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給する場合以外のとき、又はその月の末日まで支給する場合以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立青少年教育振興機構職員勤務時間、休暇等規程(平成18年規程第2-5号。以下「職員勤務時間等規程」という。)第11条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
 - 5 前四項の規定は、管理職手当、地域手当、広域異動手当、特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

- 第7条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争がある場合はこの限りでない。
- (1) 退職し、又は解雇されたとき
 - (2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

- 第8条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。
- (1) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用に充てる場合
 - (2) 本人又はその収入によつて生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てる場合

- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てる場合
- (4) その他特に必要があると認める場合

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 第27条、第29条、第35条(第36条において準用される場合を含む。)及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、地域手当の月額(扶養手当に係る部分は除く。)、広域異動手当の月額(扶養手当に係る部分は除く。)、特地勤務手当等の月額(扶養手当に係る部分は除く。)及び寒冷地手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除した額とする。

2 前項の1月当たりの所定勤務時間は、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における土曜日並びに日曜日及び職員勤務時間等規程第11条第1項第2号並びに第3号に規定する日の日数を差し引いた日数に1日の所定勤務時間を乗じ、その時間を12で除して得た時間とする。

3 前項の1月当たりの所定勤務時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(端数計算)

第10条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額(第27条及び第29条の規定の適用にあつては、当該規定に定める割合により算出されることとなるそれぞれ勤務1時間当たりの額)に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 本 給

(本給の決定)

第12条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、別に定めるところにより、本給表に定める級及び号給により決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員本給表(一)(別表第1)
- (2) 一般職員本給表(二)(別表第2)
- (3) 医療職員本給表(一)(別表第3)
- (4) 医療職員本給表(二)(別表第4)
- (5) 研究職員本給表(別表第5)

3 各本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

- 第14条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、
- 1 級上位の級に昇格させることができる。
 - 2 職員を昇格させる場合のその者の号給の決定については、別に定めるものとする。

(降格)

- 第15条 職員就業規則第12条の規定により降任したときには、下位の級に降格させることができる。
- 2 職員を降格させる場合のその者の号給の決定については、別に定めるものとする。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、別に定めるところによりその異動後の職務に応じ、決定する。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第17条 職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、別に定めるところによりその異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

- 第18条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前の直近の人事評価の能力評価及び業績評価の全体評価がある職員の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間におけるその者の勤務成績を併せて考慮するものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者及び研究職員本給表の適用を受ける職員であってその職務の級が5級以上である者にあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
 - 3 職員の昇給は、その属する級の最高の号給を超えて行うことができない。
 - 4 55歳（一般職員本給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳。）を超える職員に関する第2項の規定については、同項中「4号給（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員であつてその職務の級が7級以上である者及び研究職員本給表の適用を受ける職員であつてその職務の級が5級以上である者にあつては、3号給）」とあるのは、「0号給」とする。

第3章 諸手当

(管理職手当)

- 第19条 管理職手当は、別表第6に掲げる職員に支給する。
- 2 管理職手当の区分は、別表第6に掲げる職員の区分に応じて、同表の区分欄に掲げる区分とする。
 - 3 管理職手当の月額、別表第6-2に掲げる本給表の別並びに職務の級及び前項の規定による区分に応じて、同表の管理職手当月額欄に掲げる額とする。

- 4 第1項に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第34条第1項の場合及び業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「補償法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。
- 5 管理職手当には、勤務が午後10時から翌日の午前5時までに及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

（扶養手当）

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（以下「一般（一）9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- （1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （4） 満60歳以上の父母及び祖父母
- （5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- （6） 重度心身障害者

- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者には、次の各号に掲げる者は含まれないものとする。

- （1） 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- （2） 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

- 4 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職員本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 6 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- （1） 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- （2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若

しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般（一）9級以上職員等から一般（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般（一）9級以上職員等以外の職員から一般（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第6項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第6項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある一般（一）9級以上職員等が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級職員等が一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）9級以上職員等以外のものが一般（一）9級以上職員等となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第6項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等以外のものが一般（一）8級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 9 前八項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(地域手当)

第21条 地域手当は、別表第7に掲げる地域に所在する施設等に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、支給地域ごとの支給区分による支給割合を乗じて得た額とする。

3 別表第7に掲げる地域に勤務する職員がその勤務する地域を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（別表7に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（別表7に掲げる割合をいう。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき又は当該異動の直後に在勤する地域が別表第7に掲げる地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該改訂後の異動後の支給割合）以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、地方公務員、通則法第2条第4項に定める行政執行法人の職員、又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）が、引き続き職員となり、第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員には、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第21条の2 職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき、別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日の勤務箇所の所在地と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後の勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合で、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過するまでの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各

号に定める区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合になるときにあっては当該再異動等の日以降は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与法適用者等から引き続き職員となった者（任用の事情等を考慮して別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務箇所に変更があつた場合は、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前三項の規定により広域異動手当を支給される職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第24条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 6 前五項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の月額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に定める額に満たないときは、前号に定める額とする。
- 3 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。
 - (1) 勤務箇所を異にして異動した場合
 - (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- 4 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定に

よる届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 5 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 6 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第2項の規定による額
- 7 前項の規定は、給与法適用者等であつた者から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 10 前九項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

第24条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の

疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設等に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に次の各号に掲げる距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

3 給与法適用者等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 新たに第1項又は前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、配偶者との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。

5 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項又は第3項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

6 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合の支給額の改定について準用する。

7 前六項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（特地勤務手当等）

第25条 離島その他の生活の著しく不便な場所に所在する施設等として、別表第8に定める施

設等（以下「特地施設等」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、職員が特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける本給及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額に、別表第8の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 本条に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 職員が、施設等を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する施設等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設等又はその移転した施設等が特地勤務施設等又は別表第9に定めるこれらに準ずる施設等（以下「準特地施設等」という。）に該当するときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、当該異動又は施設等の移転の日から3年以内の期間（当該異動又は施設等の移転の日から3年を経過する際、別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項に規定する異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額の合計額（第4項において「異動等の日の本給等の合計額」という。）に、別表第9-2に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける本給及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。
- 3 給与法適用者等であつた者から引き続き本給表の適用を受ける職員となつて特地施設等又は準特地施設等に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）、新たに特地施設等又は準特地施設等に該当することとなつた施設等に在勤する職員でその特地施設等又は準特地施設等に該当することとなつた日以前3年以内に当該施設等に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前二項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 4 前三項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち、第21条の2の規定により広域異動手当（その支給割合が100分の1を超えるものに限る。）を支給されることとなる職員の当該特地勤務手当に準ずる手当の月額は、異動等の日の本給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、第2項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額とする。

（1） 100分の2を超える支給割合 100分の2

（2） 100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1

- 5 本条に規定するもののほか、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第27条 職員勤務時間等規程第3条に規定する所定勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、この割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1） 所定の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

- (2) 職員勤務時間等規程第11条に規定する休日（職員勤務時間等規程第13条の規定より代休となった日を含む。）における勤務 100分の135
- 2 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 前二項の規定は、第19条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

第28条 削除

（夜勤手当）

- 第29条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、第19条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

（宿直手当）

- 第30条 職員勤務時間等規程第14条第1項の規定による宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、6,100円を宿直手当として支給する。
- 2 前項の勤務は、第27条及び第29条の勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

- 第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成18年4月1日施行附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第4項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条及び次条において同じ。）し、又は解雇された職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に、表（1）に定める職員にあっては、本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に本給月額に同表の職務の区分に対応する割増率を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の120を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1） 職制上の段階、職務の級等による加算率

①一般職員本給表（一）適用者

職員の区分	加算率
8級以上の職員	100分の20

7 級及び6 級の職員	1 0 0 分の 1 5
5 級及び4 級の職員	1 0 0 分の 1 0
3 級の職員	1 0 0 分の 5

②一般職員本給表（二）適用者

職員の区分	加算率
5 級の職員	1 0 0 分の 1 0
4 級の職員	1 0 0 分の 5
3 級の職員（別に定める職員に限る）	

③医療職員本給表（一）適用者

職員の区分	加算率
3 級の職員	1 0 0 分の 5
2 級の職員（別に定める職員に限る）	

④医療職員本給表（二）適用者

職員の区分	加算率
3 級の職員	1 0 0 分の 5
2 級の職員（別に定める職員に限る）	

⑤研究職員本給表適用者

職員の区分	加算率
6 級の職員	1 0 0 分の 2 0
5 級の職員	1 0 0 分の 1 5 （別に定める職員は 1 0 0 分の 2 0）
4 級及び3 級の職員	1 0 0 分の 1 0
2 級の職員（別に定める職員に限る）	1 0 0 分の 5

表（2） 職制上の段階、職務の級等による加算率

①一般職員本給表（一）適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
7 級以上の職員	一種	1 0 0 分の 2 5
	二種	1 0 0 分の 1 5

②研究職員本給表適用者

職務の級	管理職手当の区分	加算率
5 級以上の職員	一種	1 0 0 分の 2 5
	二種	1 0 0 分の 1 5

表（3） 在職期間別支給割合

在職期間	割 合
------	-----

6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

- イ 無給休職者（職員就業規則第 1 5 条第 1 項の規定より休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。以下同じ）
- ロ 刑事休職者（職員就業規則第 1 5 条第 1 項第 2 号の規定により休職にされている職員をいう。以下同じ。）
- ハ 停職者（職員就業規則第 4 3 条第 4 号の規定により停職とされている職員をいう。以下同じ。）
- ニ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員育児休業に関する規程（平成 1 8 年規程第 2－1 2 号。以下「育児休業規程」という。）第 3 条の規定による育児休業又は同規程第 9 条の 2 の規定による出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員
- ホ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員介護休業に関する規程（平成 1 8 年規程第 2－1 3 号。以下「介護休業規程」という。）第 3 条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間等がある職員以外の職員
- ヘ 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員自己啓発等休業規程（令和 5 年規程第 2－2 5 号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第 3 条の規定により自己啓発等休業をしている職員
- ト 独立行政法人国立青少年教育振興機構職員配偶者同行休業規程（令和 5 年規程第 2－2 6 号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第 3 条の規定により配偶者同行休業をしている職員

(2) 基準日前 1 月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

- イ その退職し、又は解雇された日において前号のいずれかに該当する職員であった者
- ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において別に定める者となった者（当該機関において職員としての在職期間を通算されるものに限る。）

4 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、給与法第 1 9 条の 5 及び第 1 9 条の 6 の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、「免職」とあるのは「解雇」と読み替えるものとする。

5 前四項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（勤勉手当）

第 3 2 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条及び平成 1 8 年 4 月 1 日施行附則第 1 3 項第 5 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前における直近の人事評価の業績評価及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ第 4 条第 4 項で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は解雇された職員（前条第 3 項第 2 号に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき

本給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤務期間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
零	0

- 3 前条第3項の規定は、同項1号中イ及びロを「休職者（職員就業規則第15条第1項の規定により休職にされている職員をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前四項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（寒冷地手当）

- 第33条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）に、別表第10に掲げる地域に在勤する職員に対し、支給する。
- 2 寒冷地手当の月額は、別表第11に掲げる寒冷地の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。
 - 3 第38条の規定の適用を受ける職員の寒冷地手当の月額は、前項の規定にかかわらず前項の規定による額からその半額を減じた額とする。
 - 4 前三項に定めるもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 給与の特例

（休職者の給与）

- 第34条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第15条第1項第1号により、長期休養を要する場合に該当して休職を命じられた場合には、その休職の期間中、これに給与

の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命じられた場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴され職員就業規則第15条第1項第2号により休職を命じられた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号により休職を命じられた場合には、その休職期間中本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70（当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第15条第1項により休職を命じられた場合には、他の規則に別段の定めがない限り、前四項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第35条 育児休業規程第3条の規定による育児休業又は同規程第9条の2の規定による出生時育児休業（以下、この条において「育児休業等」という。）をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業等をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
 - イ 第31条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
 - (3) 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業等の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。
- 2 育児休業規程第12条の規定による育児部分休業を取得した職員の給与については、第37条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業者等の給与）

第36条 介護休業等規程第3条による介護休業又は第12条の規定による介護部分休業をする職員の給与については、前条の規定を準用するものとする。この場合において、同条第1項各号中「育児休業等」とあるのは「介護休業」と、同条第2項中「育児部分休業」とあるのは「介護部分休業」とそれぞれ読み替えるものとする。

（自己啓発等休業者等の給与）

第36条の2 自己啓発等休業規程第3条の規定による自己啓発等休業をする職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学（職員としての職

務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(配偶者同行休業者の給与)

第36条の3 配偶者同行休業規程第3条に規定による配偶者同行休業をする職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間等規程第16条に定める休暇及び同規程第15条の規定により勤務しないことにつき特に承認があつた場合を除き、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。この場合において、勤務しなかった時間数は、給与の計算期間における全時間数によるものとし、その合計時間数に15分単位未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(本給の半減)

第38条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(別に定めるものに限る。)により、職員勤務時間等規程第21条第1項に定める特定病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の特定病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。この場合において、第21条の規定による地域手当、第21条の2の規定による広域異動手当、第31条の規定による期末手当及び第32条の規定による勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額、当該半減後の額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(実施に関し必要な事項)

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第40条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適当であると理事長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(承継職員に係る本給等の決定等)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第24号)附則第2条の適用を受けた職員(以下「承継職員」という。)の施行日における級及び号給の決定については、一般

職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成１７年法律第１１３号。以下「改正法」という。）附則第６条から第１０条までの規定を準用するものとする。

３ 承継職員のうち、前項の規定により決定した本給月額が、施行日の前日に受けていた本給月額又は俸給月額（平成２１年１２月１日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額又は俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成２６年３月３１日までの間、本給月額及びその差額に相当する額（附則第１３項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が附則第１３項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以降、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額を本給として支給する。

（１）平成２１年１２月１日改正附則第２項第１号に規定する減額改定対象職員 １００分の９９．１

（２）前号に掲げる職員以外の職員 １００分の９９．３４

４ 前項の規定による本給を支給される職員に関する第１９条第２項、第３１条第２項、第３２条第２項の規定の適用については、それぞれ「本給月額」とあるのは、前項による本給の額とする。

（承継職員に係る諸手当の取扱い）

５ 施行日の前日における独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター職員給与規程、独立行政法人国立青年の家職員給与規程（平成１３年４月１日独立行政法人国立青年の家の規程第１８号。以下「青年の家給与規程」という。）又は独立行政法人国立少年自然の家職員給与規則（独立行政法人国立少年自然の家の規則第５－１号。以下「少年自然の家給与規則」という。）（以下「旧法人の給与規程等」という。）の規定による諸手当の支給に係る認定等は、施行日において本規程の規定による認定等とみなす。ただし、施行日に本規程の規定による支給要件を具備していない場合はこの限りでない。

（平成２２年３月３１日までの間における本規程の適用に関する特例）

６ 平成２２年３月３１日までの間における次表の左欄に掲げる本規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条 項	該 当 字 句	読 替 後 の 字 句
第 １ ８ 条 第 ２ 項	４ 号 給	３ 号 給
	３ 号 給	２ 号 給
第 １ ８ 条 第 ４ 項	４ 号 給	３ 号 給
	３ 号 給	２ 号 給
	２ 号 給	１ 号 給
別 表 第 ７	１ ０ ０ 分 の １ ８	１ ０ ０ 分 の １ ８ を 超 え な い 範 囲 で 別 に 定 め る 割 合
	１ ０ ０ 分 の １ ５	１ ０ ０ 分 の １ ５ を 超 え な い 範 囲 で 別 に 定 め る 割 合
	１ ０ ０ 分 の １ ２	１ ０ ０ 分 の １ ２ を 超 え な い 範 囲 で 別 に 定 め る 割 合

	1 0 0 分の 1 0	1 0 0 分の 1 0 を超えない範囲で別に定める割合
	1 0 0 分の 6	1 0 0 分の 6 を超えない範囲で別に定める割合
	1 0 0 分の 3	1 0 0 分の 3 を超えない範囲で別に定める割合

(旧法人の給与規程等の規定による調整手当に関する経過措置)

7 施行日の前日に、青年の家給与規程第11条第3項若しくは第4項、又は少年自然の家給与規則第13条第3項の規定による調整手当を支給されていた承継職員（異動の日から2年を経過する日が施行日の前日である職員を除く。）については、異動の日から2年を経過するまでの間は、第21条の規定にかかわらず、従前の例により地域手当を支給する。ただし、当該職員の施行日における勤務地域が第21条に規定する地域手当の支給地域に該当し、かつその地域手当の支給割合が施行日の前日に受けていた調整手当の支給割合以上となるときはこの限りでない。

8 施行日の前日に、旧法人の給与規程等の規定により調整手当（又は特別調整手当）の支給対象地域とされていた地域に勤務していた給与法適用者等が、人事交流により引き続き施行日に機構の職員となった場合は、当該職員には、第21条の規定にかかわらず、機構の職員のなった日から2年を経過するまでの間は、従前の例により地域手当を支給する。ただし、当該職員の施行日における勤務地域が第21条に規定する地域手当の支給地域に該当し、かつその地域手当の支給割合が施行日の前日の勤務地域の調整手当の支給割合以上となるときはこの限りでない。

9 前二項によるもののほか、旧法人の給与規程等の規定による調整手当に関する経過措置については、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。

(施行日に人事交流によって機構の職員となった者の給与の決定について)

10 施行日の前日に給与法適用者等であった者が施行日に機構の職員となった場合の当該職員の施行日における級及び号給は、当該職員が新たに給与法適用職員等となった日から引き続き給与法適用者として在職していたものとみなして、改正法附則第6条から第11条までの規程を準用して決定するものとする。

11 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により本給月額を決定された職員のうち、前項の規定により決定した本給月額が同項の規定により施行日の前日に受けていたとみなされる俸給月額に達しないこととなる職員について準用する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

12 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第31条第2項及び第32条第2項の規定の適用については、第31条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第32条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(55歳を超える職員の給与の減給支給に関する特例措置)

13 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び第19項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第38条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条第1項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項において「本給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（1）から（3）以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（2）の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（1）から（3）以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（3）に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額）を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（2）の職員の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第15項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (6) 第31条第1項後段及び第34条第1項から第4項までの規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第31条第1項後段 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（第34条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- ロ 第34条第1項 前各号に定める額
- ハ 第34条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ニ 第34条第3項 第1号から第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第34条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本 給 表	職務の級
一般職員本給表（一）	6 級
研究職員本給表	5 級

14 前項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当の月額、職員給与規程第19条第3項の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

15 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項及び次項において「減額支給対象職員」という。）の特地勤務手当の月額は、職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 減額支給対象職員であって、職員給与規程第25条第2項に定める日において減額支給対象職員であったもの 職員給与規程第25条第2項に定める日に受けていた本給月額の2分の1に相当する額（以下この項において「勤務することとなった日に係る減額基礎額」という。）と現に受ける本給月額の2分の1に相当する額（以下この項において「現在における減額基礎額」という。）を合算した額に支給割合（同条第2項に定める別表第8の支給割合欄に掲げる割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額
- (2) 減額支給対象職員であって、職員給与規程第25条第2項に定める日において減額支給対象職員以外の職員であったもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 減額支給対象職員以外の職員であって、職員給与規程第25条第2項に定める日において減額支給対象職員であったもの 勤務することとなった日に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に100分の1.5を乗じて得た額

16 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日（以下この項において「異動の日等」という。）において減額支給対象職員であった職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けていた本給月額に支給割合（同条第2項に定める別表第9-

2及び第4項の規定による支給割合をいう。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

17 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第27条、第29条、第35条(第36条において準用される場合を含む。)及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

18 附則第13項の規定が適用される間、第32条第2項後段に定める額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した額から、附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定幹部職員にあっては、100分の1.3125)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5(特定幹部職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

19 附則第13項から前項までに規定するもののほか、特定職員の給与の支給に係る計算その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 管理職手当を支給される職員のうち、この規程による改正後の職員給与規程(以下「新規程」という。)第19条第3項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額(平成18年4月1日施行附則第14項の規定が適用される職員にあっては、同項の規定による管理職手当の月額)のほか、新規程第19条第3項の規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(平成18年4月1日施行附則第14項の規定が適用される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額)を、管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に定める経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員(以下「同一本給表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員(同日において占めていたこの規程による改正前の職員給与規程第19条に規定する別表第6に掲げる職名に係る同表の区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。)に相当する新規程別表第6の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職名を占める職員をいう。第3号において同じ。) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年12月1日において平成21年12月1日改正附則第2項第1号に規定す

- る減額改定対象職員である者（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.83を乗じて得た額
- (2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職名を占める職員をいう。第4号において同じ。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (3) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (4) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第6の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）に100分の99.59を乗じて得た額
- ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後下位区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額
- (5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以降に新たに職員となった者を除く） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額
- (6) 前号までに掲げるもののほか、施行日以後に給与法適用者等から人事交流等により引き続き新たに職員となった者その他特別の事情があると認められる職員のうち、機構の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして別に定める職員 前各号に掲げる職員に準じて別に定める額
- （平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 4 平成20年3月31日までの間においては、新規第21条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- （広域異動手当に関する経過措置）
- 5 新規第21条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間

に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

(その他)

6 前項までに定めるもののほか、この規程に施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本 給 表	職務の級	号 給
一般職員本給表（一）	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から 8 号給まで
一般職員本給表（二）	1 級	1号給から68号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職員本給表（一）	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで

	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職員本給表（二）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
研究職員本給表	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで

- (2) 平成 21 年 6 月において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

（特地勤務手当等の支給に関する特例措置）

3 職員給与規程第 25 条第 2 項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額が改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

4 職員給与規程第 26 条第 1 項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある職員に対する同条第 2 項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

（その他）

5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第 31 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、同施行附則第 3 項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第 24 条第 2 項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第 26 条の規定による手

当を含む。)の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に、同月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本 給 表	職務の級	号 給
一般職員本給表 (一)	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで
	7 級	1号給から 4 号給まで
一般職員本給表 (二)	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から64号給まで
	4 級	1号給から36号給まで
	5 級	1号給から20号給まで
医療職員本給表 (一)	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
医療職員本給表 (二)	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から80号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
研究職員本給表	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
	4 級	1号給から24号給まで
	5 級	1号給から 4 号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程平成18年4月1日施行附則第13項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(特地勤務手当等の支給に関する特例措置)

4 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

5 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にあるものであって、その日において平成18年4月1

日施行附則第13項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項及び附則第7項において「假定減額支給対象職員」という。）に対する同施行附則第15項の適用については、同項第1号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において假定減額支給対象職員（平成22年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。以下この項において同じ。）」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成22年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」と、同項第2号及び第3号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において假定減額支給対象職員」とする。

6 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同条第2項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

7 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある假定減額支給対象職員に対する平成18年4月1日施行附則第16項の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「假定減額支給対象職員（平成22年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。）」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成22年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」とする。

（その他）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号給の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（本給の半減に関する経過措置）

3 この規程の施行の前日から引き続き結核性疾患により勤務しない職員に対する改正後の職員給与規程第38条の規定の適用については、同条第1項中「90日」とあるのは「1年」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程平成18年4月1日施行附則第14項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「施行日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（その他）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年2月29日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（職員給与規程平成18年4月1日施行附則第3項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額（職員給与規程平成18年4月1日施行附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

本 給 表	職務の級	号 給
一般職員本給表（一）	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から76号給まで
	3 級	1号給から60号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から36号給まで
	6 級	1号給から28号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から 4 号給まで
一般職員本給表（二）	1 級	1号給から121号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から76号給まで
	4 級	1号給から48号給まで
	5 級	1号給から32号給まで
医療職員本給表（一）	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
医療職員本給表（二）	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から92号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	1 級	1号給から108号給まで

研究職員本給表	2 級	1 号給から 8 4 号給まで
	3 級	1 号給から 5 2 号給まで
	4 級	1 号給から 3 6 号給まで
	5 級	1 号給から 1 6 号給まで

- (2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額並びに同年 12 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

(平成 24 年 4 月 1 日における号給の調整)

3 平成 24 年 4 月 1 日において 36 歳に満たない職員（同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日において第 18 条第 1 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成 24 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給（30 歳に満たない職員については、2 号給）上位の号給とする。

(その他)

- 4 附則 2 項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程の特例)

2 この規則の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 12 条第 2 項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（給与規程平成 18 年 4 月 1 日施行附則第 3 項の規定による本給を含む。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄及び職務の級欄の区分に応じてそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本 給 表	職務の級	割 合
一般職員本給表（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 6 級まで	100 分の 7.77
	7 級以上	100 分の 9.77
一般職員本給表（二）	3 級以下	100 分の 4.77
	4 級以上	100 分の 7.77
医療職員本給表（一）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77
医療職員本給表（二）	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級以上	100 分の 7.77
研究職員本給表	2 級以下	100 分の 4.77
	3 級から 4 級まで	100 分の 7.77
	5 級以上	100 分の 9.77

3 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

特勤手当 当該職員の本給月額に対する特勤手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

特勤手当に準ずる手当 当該職員の本給月額に対する特勤手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

職員給与規程第34条第1項から第4項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからニに掲げる規定の区分に応じイからニまでに定める額

イ 第34条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 第34条第2項 前項並びに第2項、第3項及び第6項に定める額に、100分の80を乗じて得た額

ハ 第34条第3項 前項並びに第2項及び第3項に定める額に、同条第3項の規定により当外職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第34条第4項 前項並びに第2項、第3項及び第6項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、職員給与規程第27条、第29条、第35条（第36条において準用される場合を含む。）及び第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給の月額、地域手当の月額（扶養手当に係る部分は除く。）、広域異動手当の月額（扶養手当に係る部分は除く。）、特勤手当等の月額（扶養手当に係る部分は除く。）及び寒冷地手当の月額の合計額を1月当たりの所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、職員給与規程附則第13項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第6号から第8号並びに第4項の規定の適用については、第2項中「本給月額に」とあるのは「本給月額から職員給与規程附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から職員給与規程附則第13項第2号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第3号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から職員給与規程附則第13項第3号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から職員給与規程附則第13項第4号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から職員給与規程附則第13項第5号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同項第8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2項、第3項及び第6項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2項、第3項及び第6項」と、同号ハ中「前項並びに第2項及び第3項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2項及び第3項」と、第4項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から職員給与規程附則第17項の規定

により給与から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(端数計算)

6 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされている額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(特地施設等とされていた施設等に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置)

2 改正後の職員給与規程第25条に定めるもののほか、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員給与規程第25条第1項に規定する施設等（以下「特地施設等」という。）とされていた施設等は、平成27年3月31日までの間、特地施設等とする。

3 前項の規定に基づき特地施設等とされた施設等に勤務する職員の特地勤務手当の月額は、改正後の職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該施設等の同日における支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、職員が特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と施行日の前日に受けていた本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

5 第2項の規定に基づき特地施設等とされた施設等に勤務する職員の職員給与規程第26条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の職員給与規程第26条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に在勤している職員にあっては次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額、同日から引き続き当該官署に勤務している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

(1) 施行日において職員給与規程第26条第1項に規定する準特地施設等（以下「準特地施設等」という。）に該当することとなった施設等に勤務する職員（次号に掲げる職員を除く。）当該施設等を準特地施設等とみなした場合における改正後の職員給与規程第26条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に100分の1を乗じて得た額に施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額

(2) 施行日において改正後の職員給与規程別表第9-2の備考に掲げる施設等に該当することとなった施設等に勤務する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 毎年11月1日から翌年3月31日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間
準ずる手当経過措置基礎額に100分の5を乗じて得た額に、施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31

日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 冬期 前号に定める額

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前号イに定める額

6 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の職員給与規程第26条第2項に規定する日に受けていた本給及び扶養手当の月額合計額とする。

7 第5項の規定の適用を受ける職員（同項第1号及び第3号の規定の適用を受ける職員を除く。）については、施行日から平成26年10月31日までの間は、改正後の職員給与規程別表第9-2の備考は適用しない。

（支給割合が下がることとなった特地施設等に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置）

8 施行日における支給割合が施行日の前日における支給割合より下がることとなった施設等に勤務する職員の職員給与規程第25条第1項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の職員給与規程第25条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、改正後の職員給与規程第25条第2項の規定による特地勤務手当の月額に、施行日の前日から引き続き当該支給割合が下がることとなった施設等に勤務している職員にあっては附則第3項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該施設等の同日における支給割合から施行日における支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、施行日の前日から引き続き当該支給割合が下がることとなった施設等に勤務している職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額を加算して得た額とする。

（準特地施設等とされていた施設等に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

9 施行日の前日において準特地施設等とされていた官署のうち、平成27年3月31日までの間、準特地施設等として指定する施設等に勤務する職員の職員給与規程第26条第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の職員給与規程第26条第2項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該施設等に勤務している職員にあっては附則第5項の準ずる手当経過措置基礎額に100分の4を乗じて得た額に、施行日から平成26年3月31日までの間にあっては100分の70を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては100分の40を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に定める額とする。

（平成25年4月1日における号給の調整）

10 平成25年4月1日（以下「調整日」という。）において31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。以下この項において同じ。）のうち、次の各号に掲げる区分に該当する職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする

(1) 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）

(2) 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）

- (3) 前2号の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員
(その他)

1 1 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月23日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

2 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において45歳未満の職員(同日において、当該職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、次の各号に掲げる区分に該当する職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(1) 調整日において38歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれにおいても第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)

(2) 調整日において38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)

(3) 調整日において40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第18条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)

(4) 前3号の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員

3 附則2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第12条及び第23条の規定は平成26年4月1日から適用する。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

2 平成27年1月1日における次表の左欄に掲げる本規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第18条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給

(55歳を超える職員の給与の減給支給に関する特例措置)

3 改正後の職員給与規程平成18年4月1日施行附則第18項の規定の適用については、同項

中「100分の1.0125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

(特地勤務手当等の支給に関する特例措置)

4 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同項の適用については、当該特地施設等に勤務することとなった日に受けていた本給及び扶養手当の月額が改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

5 職員給与規程第25条第2項に規定する特地施設等に勤務することとなった日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にあるものであって、その日において平成18年4月1日施行附則第13項の規定が施行されていたとした場合に同項の規定により給与が減額されて支給される職員(以下この項及び附則第7項において「仮定減額支給対象職員」という。)に対する同施行附則第15項の適用については、同項第1号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員(平成26年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。以下この項において同じ。)」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成26年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」と、同項第2号及び第3号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

6 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある職員に対する同条第2項の適用については、当該異動又は施設等の移転の日を受けていた本給及び扶養手当の月額は改正後の職員給与規程の規定によるものとする。

7 職員給与規程第26条第1項に規定する異動又は施設等の移転の日が平成26年4月1日から同年11月30日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する平成18年4月1日施行附則第16項の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員(平成26年12月1日改正附則第5項に定める職員をいう。)」と、「受けていた本給月額」とあるのは「係る本給月額について平成26年12月1日改正の職員給与規程の規定によるものとした場合の本給月額」とする。

(その他)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年3月31日から引き続き職員である者の本給月額に関する経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額及びその差額に相当する額(平成18年4月1日施行附則第13項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以降、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)の合

計額を本給として支給する。

3 前項の規定による本給を支給される職員に関する第31条第2項、第32条第2項の規定の適用については、それぞれ「本給月額」とあるのは、前項による本給の額とする。

(人事交流によって機構の職員となった者の給与の決定について)

4 第2項の規定は、施行日の前日に給与法適用者等であった者が人事交流により引き続き施行日以降に機構の職員となった者であって、その者の受ける本給月額がその者が施行日の前日に機構の職員となったものとした場合に同日に受けることとなる本給月額に相当する額に達しないこととなるものについて準用する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

5 平成28年3月31日までの間における地域手当の支給に関する別表第7に定める支給地域における支給割合については、次の表に定めるとおり読み替えるものとする。

支給割合	支給地域
100分の18.5	東京都のうち 特別区
100分の15.5	茨城県のうち 取手市 埼玉県のうち 和光市 千葉県のうち 印西市 東京都のうち 武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市 神奈川県のうち 厚木市 大阪府のうち 大阪市、守口市
100分の15	茨城県のうち つくば市 千葉県のうち 成田市、袖ヶ浦市 東京都のうち 調布市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市 神奈川県のうち 横浜市、川崎市、鎌倉市 愛知県のうち 刈谷市、豊田市 大阪府のうち 門真市 兵庫県のうち 芦屋市
100分の14	埼玉県のうち さいたま市、志木市 東京都のうち

	八王子市、府中市 愛知県のうち 名古屋市 大阪府のうち 高槻市 兵庫県のうち 西宮市、宝塚市
100分の13	茨城県のうち 守谷市 千葉県のうち 千葉市 東京都のうち 青梅市、東村山市 愛知県のうち 豊明市 大阪府のうち 池田市、大東市
100分の12	千葉県のうち 船橋市、浦安市 東京都のうち 立川市 大阪府のうち 吹田市、寝屋川市、箕面市 奈良県のうち 天理市
100分の10.5	神奈川県のうち 相模原市、藤沢市 三重県のうち 鈴鹿市 大阪府のうち 豊中市 兵庫県のうち 神戸市
100分の10	茨城県のうち 水戸市、土浦市、牛久市 埼玉県のうち 東松山市、朝霞市 千葉県のうち 市川市、松戸市、富津市 東京都のうち 三鷹市、あきる野市 神奈川県のうち 横須賀市、茅ヶ崎市、大和市 滋賀県のうち

	大津市、草津市 京都府のうち 京都市、京田辺市 大阪府のうち 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、羽曳野市、東大阪市 兵庫県のうち 尼崎市 奈良県のうち 奈良市、大和郡山市 広島県のうち 広島市 福岡県のうち 福岡市
100分の9	茨城県のうち 日立市 千葉県のうち 佐倉市、市原市 神奈川県のうち 平塚市 愛知県のうち 西尾市、知多市 三重県のうち 四日市市 滋賀県のうち 栗東市 兵庫県のうち 伊丹市、三田市
100分の7	宮城県のうち 多賀城市 茨城県のうち 龍ヶ崎市 埼玉県のうち 坂戸市 神奈川県のうち 小田原市 愛知県のうち みよし市 大阪府のうち 柏原市、交野市 福岡県のうち 春日市、福津市
100分の6	宮城県のうち 仙台市 茨城県のうち

	古河市、ひたちなか市 栃木県のうち 宇都宮市 埼玉県のうち 川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、越谷市、戸田市、入間市、三郷市 千葉県のうち 茂原市、柏市 神奈川県のうち 三浦郡葉山町 山梨県のうち 甲府市 静岡県のうち 静岡市、沼津市、御殿場市 愛知県のうち 瀬戸市、碧南市 三重県のうち 津市 滋賀県のうち 守山市 京都府のうち 宇治市、亀岡市 大阪府のうち 岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市 奈良県のうち 大和高田市、橿原市
100分の5	栃木県のうち 大田原市 群馬県のうち 高崎市 埼玉県のうち 春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、久喜市、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町 千葉県のうち 野田市、東金市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町 神奈川県のうち 三浦市、中郡二宮町 長野県のうち 塩尻市 岐阜県のうち 岐阜市 静岡県のうち 磐田市

	愛知県のうち 岡崎市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、弥富市、西春日井郡豊山町 三重県のうち 桑名市 滋賀県のうち 彦根市 京都府のうち 向日市、木津川市 大阪府のうち 泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町 兵庫県のうち 明石市 奈良県のうち 香芝市、北葛城郡王寺町 和歌山県のうち 和歌山市、橋本市 香川県のうち 高松市 福岡県のうち 太宰府市、糸島市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町
1 0 0 分の 4	茨城県のうち 神栖市 栃木県のうち 下野市 埼玉県のうち 羽生市、比企郡滑川町 愛知県のうち 豊川市、田原市 三重県のうち 亀山市 滋賀県のうち 甲賀市 兵庫県のうち 赤穂市
1 0 0 分の 3	北海道のうち 札幌市 宮城県のうち 名取市 茨城県のうち 筑西市 栃木県のうち 鹿沼市、小山市

	群馬県のうち 前橋市、太田市 埼玉県のうち 熊谷市 千葉県のうち 八街市 東京都のうち 武蔵村山市 富山県のうち 富山市 石川県のうち 金沢市 福井県のうち 福井市 長野県のうち 長野市、松本市、諏訪市 岐阜県のうち 大垣市、多治見市、美濃加茂市 静岡県のうち 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県のうち 豊橋市、一宮市、半田市、小牧市 三重県のうち 名張市、伊賀市 滋賀県のうち 長浜市 兵庫県のうち 姫路市、加古川市、三木市 奈良県のうち 桜井市、宇陀市 岡山県のうち 岡山市 広島県のうち 廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町 山口県のうち 周南市 福岡県のうち 北九州市、筑紫野市、糟屋郡宇美町 長崎県のうち 長崎市
100分の2	茨城県のうち 笠間市、鹿嶋市 栃木県のうち 栃木市、真岡市

	群馬県のうち 渋川市
	千葉県のうち 木更津市、君津市
	新潟県のうち 新潟市
	石川県のうち 河北郡内灘町
	山梨県のうち 南アルプス市
	長野県のうち 伊那市
	岐阜県のうち 各務原市
	静岡県のうち 藤枝市
	愛知県のうち 常滑市、海部郡飛島村
	滋賀県のうち 東近江市
	広島県のうち 三原市、東広島市
	徳島県のうち 徳島市、鳴門市、阿南市
	香川県のうち 坂出市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成２７年４月１日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響を受けるものではない。

（広域異動手当に関する特例）

６ 施行日から平成２８年３月３１日までの間に職員が勤務箇所を異にして異動した場合又は勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第２１条の２第１項の規定の適用については、同項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

附 則

（施行期日）

- この規程は平成２８年３月１０日から施行し、平成２８年４月１日より適用する。ただし、改正後の職員給与規程第１２条、第１９条については平成２７年４月１日から適用する。

（改正後の給与規程の施行に伴う給与の支給等の特例）

- 平成１８年４月１日施行附則第１３項に規定する特定職員であり、かつ、平成２７年４月１日前に５５歳に達した者であつて、平成２７年４月１日施行附則第２項の規定による本給を支給されるもの（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の規定の適用

がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定（平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額（第4号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が改正前の職員給与規程（平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。以下次項において同じ。）により支給されるべき額（第4号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 本給
- (2) 地域手当（第4号、第5号に該当するものを除く。）
- (3) 広域異動手当（次号から第5号までに該当するものを除く。）
- (4) 職員給与規程第21条の2第4項の規定の適用がある場合における地域手当および広域異動手当（それぞれ第2号、第3号及び第5号に該当するものを除く。）
- (5) 職員給与規程第21条の2第4項及び職員給与規程第26条第4項の適用がある場合における地域手当、広域異動手当及び特勤勤務手当に準ずる手当
- (6) 特勤勤務手当
- (7) 特勤勤務手当に準ずる手当（第5号に該当するものを除く。）
- (8) 超過勤務手当
- (9) 夜勤手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

- 3 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に係る職員給与規程第37条の規定による給与の減額に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

（その他）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は平成28年12月5日から施行し、平成29年4月1日より適用する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条については平成28年4月1日から適用する。

（改正後の給与規程の施行に伴う給与の支給等の特例）

- 2 平成18年4月1日施行附則第13項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であって、平成27年4月1日施行附則第2項の規定による本給を支給されるもの（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に新規定（平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。

次項において同じ。)により支給されるべき額が、改正前の職員給与規程(平成27年4月1日施行附則第2項の規定を含む。以下次項において同じ。)により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規程の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 本給
- (2) 地域手当
- (3) 広域異動手当
- (4) 特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) 超過勤務手当
- (7) 夜勤手当
- (8) 期末手当
- (9) 勤勉手当

- 3 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間に係る職員給与規程第37条の規定による給与の減額に当たっては、この項の規定の適用がないものとした場合に新規程の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は改正前の職員給与規程の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、新規程第20条第1項のただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、新規程第20条第4項及び第6項から第8項の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般(一)8級職員等」という。)にあっては3,500円)、第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、第6項中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般(一)9級以上職員等から一般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは

- 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月3

1日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、第7項中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般(一)9級以上職員等から一般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般(一)9級以上職員等以外の職員から一般(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第8項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第6項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第6項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、新規程第20条第1項ただし書及び第8項第3号から第6号までの規定は適用せず、新規程第20条第4項及び第6項から第8項までの規定の適用については、第4項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職員本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「一般(一)8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、第2項第2号」とあるのは「、第2項第2号」と、第6項中「扶養親族(一般(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、一般(一)9級以上職員等から一般(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第7項中「扶養親族(一般(一)9級以上

職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一） 9 級以上職員等から一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一） 9 級以上職員等以外の職員から一般（一） 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一） 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第 8 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、新規程第 20 条第 1 項ただし書並びに第 8 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、新規程第 20 条第 4 項及び第 6 項から 8 項の規定の適用については、第 4 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの」とあるのは「が 8 級以上及び研究職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの」と、「一般（一） 8 級職員等」とあるのは「一般（一） 8 級以上職員等」と「第 2 項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と第 6 項中「扶養親族（一般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般（一） 9 級以上職員等から一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般（一） 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般（一） 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 7 項中「扶養親族（一般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一） 9 級以上職員等から一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一） 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一） 9 級以上職員等以外の職員から一般（一） 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一） 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第 8 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般（一） 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般（一） 8 級職員等が一般（一） 8 級職員等及び一般（一） 9 級以上職員等」とあるのは「一般（一） 8 級以上職員等が一般（一） 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般（一） 8 級職員等及び一般（一） 9 級以上職員等」とあるのは「一般（一） 8 級以上職員等」と、「が一般（一） 8 級職員等」とあるのは「が一般（一） 8 級以上職員等」とする。

（平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

- 7 平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当に関する新規程第 32 条第 2 項の適用については、同

条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。

(その他)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第36条の規定は平成29年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条及び第19条については平成29年4月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する新規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と「100分の110」とあるのは「100分の115」とする。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 3 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成27年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(その他)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程（以下「新規程」という。）第12条、第19条及び第30条については平成30年4月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成30年12月に支給する期末手当に関する新規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」とし、勤勉手当に関する新規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条については平成31年4月1日から適用する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 適用の日の前日において改正前の職員給与規程第22条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員(適用の日以降に人事交流により給与法適用者等から引き続き職員となり、同条の規定に相当する規程により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員を含む。)であって、適用の日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、適用の日から令和3年3月31日までの間、改正後の職員給与規程第22条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の職員給与規程第22条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の職員給与規程第22条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 3 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第32条第2項の適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。
(その他)
- 4 平成28年12月5日施行規程附則のうち「平成32年3月31日」とあるのは「令和2年3月31日」と読み替えるものとする。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年11月27日から施行する。
(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の職員給与規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月13日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から改正前の職員給与規程により令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15

(2) 特定幹部職員 107.5分の15

(端数計算)

- 3 前項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第12条については令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の職員給与規程第31条第2項の適用については、同条第2項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」とする。

(その他)

- 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月25日から施行し、令和5年2月24日から適用する。

別表第 1（第 1 2 条関係）

一般職員本給表（一）

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				

82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								

125		304,200								
-----	--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この本給表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第12条関係）

一般職員本給表（二）

級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200

35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	

78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		

121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考 この本給表は、自動車運転手、建物の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第12条関係）

医療職員本給表（一）

級	1級	2級	3級	4級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	155,100	191,500	226,800	252,400
2	156,500	193,100	228,400	253,500
3	157,900	194,700	230,000	254,700
4	159,300	196,300	231,600	256,000
5	160,500	197,800	233,000	257,200
6	162,300	199,300	234,600	258,400
7	164,000	200,900	236,100	259,500
8	165,600	202,400	237,700	260,500
9	167,200	204,000	238,600	261,800
10	168,900	205,700	240,000	262,500
11	170,500	207,300	241,400	263,400
12	172,300	209,000	242,500	264,200
13	173,700	210,400	244,000	265,300
14	175,500	212,000	245,300	266,400
15	177,400	213,600	246,500	267,600
16	179,200	215,200	247,800	268,700
17	181,100	216,600	248,600	270,200
18	182,600	218,200	249,800	271,900

19	184,400	219,900	250,900	273,600
20	186,200	221,600	252,000	275,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000
22	189,200	224,400	254,200	278,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400
24	192,200	227,300	256,000	282,000
25	193,800	228,500	257,000	283,700
26	195,100	229,900	258,100	285,400
27	196,600	231,200	259,200	287,200
28	198,000	232,400	260,400	288,800
29	199,500	233,600	261,800	290,200
30	200,700	234,900	263,400	291,800
31	202,000	236,400	265,000	293,400
32	203,300	237,700	266,500	295,100
33	204,700	238,700	267,800	296,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500
35	207,400	240,900	271,100	300,300
36	208,800	242,100	272,700	302,100
37	209,900	243,400	274,100	303,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100
39	212,500	245,600	277,200	306,600
40	213,800	246,700	278,600	308,200
41	214,900	247,800	279,800	309,900
42	216,100	248,700	281,200	311,600
43	217,300	249,600	282,700	313,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900
45	219,600	251,500	285,700	315,800
46	220,700	252,800	287,400	317,200
47	221,700	254,100	289,100	318,700
48	222,700	255,300	290,700	320,300
49	223,600	256,800	291,900	321,700
50	224,500	258,200	293,500	323,000
51	225,400	259,400	294,800	324,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600
54	227,400	262,900	299,200	327,600
55	228,000	264,200	300,600	328,700
56	228,800	265,300	302,100	329,700
57	229,500	266,100	303,100	330,200
58	230,200	267,300	304,300	331,100
59	230,800	268,500	305,500	331,900
60	231,400	269,600	306,900	332,800
61	232,100	270,500	308,200	333,600

62	232,700	271,600	309,400	333,900
63	233,300	272,700	310,700	334,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200
65	234,600	274,600	313,300	335,800
66	235,300	275,700	314,100	336,500
67	236,000	276,600	314,900	337,200
68	236,700	277,700	315,700	337,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700
72	239,000	281,900	318,300	340,300
73	239,600	282,500	319,000	340,600
74	240,300	283,200	319,200	341,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700
76	241,500	284,500	320,400	342,300
77	241,900	285,300	321,000	342,800
78	242,400	285,900	321,500	343,300
79	242,900	286,500	322,000	343,800
80	243,200	287,100	322,500	344,200
81	243,500	287,800	323,100	344,500
82	243,800	288,300	323,600	344,800
83	244,100	288,700	324,000	345,200
84	244,400	289,100	324,500	345,500
85	244,700	289,300	325,000	346,000
86		289,500	325,400	346,300
87		289,700	325,600	346,600
88		289,900	326,000	346,900
89		290,300	326,400	347,300
90		290,500	326,800	347,600
91		290,700	327,200	348,000
92		290,900	327,600	348,300
93		291,300	327,900	348,700
94		291,500	328,100	349,000
95		291,700	328,500	349,300
96		292,000	328,800	349,600
97		292,400	329,000	349,900
98		292,700	329,300	350,300
99		292,900	329,600	350,700
100		293,200	329,900	351,100
101		293,500	330,100	351,600
102		293,700	330,400	352,000
103		293,900	330,800	352,400
104		294,200	331,000	352,800

105		294,500	331,200	353,300
106			331,400	
107			331,800	
108			332,000	
109			332,200	
110			332,600	
111			333,000	
112			333,400	
113			333,600	

備考 この本給表は、栄養士の職務に従事する職員に適用する。

別表第4（第12条関係）

医療職員本給表（二）

級	1級	2級	3級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
1	169,900	197,000	243,600
2	171,300	198,900	245,400
3	172,800	200,900	247,200
4	174,200	202,800	249,000
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700
7	178,600	209,100	252,800
8	180,100	211,200	254,100
9	181,300	213,200	254,900
10	183,000	214,600	255,800
11	184,600	216,000	256,700
12	186,100	217,200	257,500
13	187,500	218,600	258,600
14	189,500	220,000	259,600
15	191,500	221,500	260,400
16	193,500	222,700	261,300
17	195,500	224,100	261,800
18	197,500	225,600	262,700
19	199,500	227,100	263,500
20	201,500	228,600	264,300
21	203,500	229,700	265,200
22	205,400	231,400	265,900
23	207,500	233,100	266,800
24	209,600	234,700	267,600
25	211,200	236,000	268,600
26	212,500	237,700	269,400

27	213,700	239,400	270,300
28	215,000	241,100	271,300
29	216,200	242,700	272,500
30	217,300	244,100	273,700
31	218,600	245,400	275,200
32	219,700	246,500	276,500
33	221,000	247,500	278,000
34	222,300	248,600	279,400
35	223,600	249,500	280,600
36	224,900	250,500	281,800
37	226,000	251,200	283,300
38	227,400	252,200	284,500
39	228,700	253,100	285,900
40	230,100	254,100	287,100
41	231,000	254,500	288,100
42	232,400	255,400	289,400
43	233,700	256,200	290,700
44	235,100	256,900	292,100
45	236,300	257,700	293,400
46	237,700	258,400	294,800
47	239,000	259,300	296,300
48	240,300	260,100	297,800
49	241,200	260,900	298,900
50	242,300	261,800	300,200
51	243,300	262,700	301,400
52	244,300	263,700	302,800
53	245,000	264,800	304,200
54	246,000	266,000	305,500
55	246,900	267,300	306,900
56	247,800	268,600	308,300
57	248,500	270,000	309,100
58	249,500	271,500	310,300
59	250,100	272,900	311,500
60	250,900	274,300	312,900
61	251,700	275,600	314,000
62	252,500	276,900	315,300
63	253,300	278,300	316,600
64	254,100	279,400	317,800
65	254,800	280,500	319,100
66	255,500	281,800	320,400
67	256,300	283,100	321,700
68	257,000	284,400	323,000
69	257,800	285,500	323,700

70	258,600	287,000	324,800
71	259,500	288,500	325,900
72	260,500	289,900	326,800
73	261,800	290,900	328,100
74	263,100	292,300	328,800
75	264,200	293,500	329,900
76	265,300	294,800	331,100
77	266,200	296,200	332,200
78	267,200	297,500	333,400
79	268,400	298,700	334,500
80	269,400	300,000	335,700
81	270,300	300,500	336,800
82	271,200	301,700	337,900
83	272,200	302,800	338,900
84	273,100	304,000	340,000
85	273,900	305,100	340,900
86	274,700	306,300	341,900
87	275,600	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700

113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		

156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		
163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		
166	309,600		
167	309,900		
168	310,200		
169	310,600		

備考 この本給表は、看護師及び准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第5（第12条関係）

研究職員本給表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300
2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700

22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	
29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100	
30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600	
31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100	
32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600	
33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900	
34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300	
35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700	
36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200	
37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600	
38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100	
39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500	
40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000	
41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300	
42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500	
43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700	
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900	
45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600	
46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100	
47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700	
48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200	
49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900	
50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300	
51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700	
52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200	
53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300	
54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500	
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700	
56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900	
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800	
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800	
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800	
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800	
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900	
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800	
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500	
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200	

65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000	
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800	
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600	
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400	
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100	
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900	
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700	
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500	
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200	
74	264,500	318,600	388,600			
75	265,700	319,700	389,200			
76	266,700	320,800	389,900			
77	267,700	321,900	390,600			
78	268,800	322,900	391,200			
79	270,000	323,800	391,800			
80	270,900	324,700	392,400			
81	272,100	325,800	393,000			
82	273,300	326,600	393,600			
83	274,500	327,300	394,200			
84	275,500	328,100	394,800			
85	276,600	328,600	395,300			
86	277,600	329,100	395,800			
87	278,700	329,600	396,300			
88	279,700	330,100	397,000			
89	280,500	330,400	397,400			
90	281,700	330,900				
91	282,700	331,400				
92	283,900	331,900				
93	284,800	332,200				
94	285,800	332,600				
95	286,800	333,100				
96	287,800	333,600				
97	288,100	334,100				
98	289,000	334,600				
99	289,700	335,100				
100	290,600	335,600				
101	291,500	336,100				
102	292,200	336,600				
103	292,900	337,100				
104	293,600	337,600				
105	294,300	338,100				
106	294,800	338,500				
107	295,300	339,000				

108	295,800	339,400				
109	296,000	339,900				
110	296,400	340,300				
111	296,700	340,800				
112	297,000	341,200				
113	297,300	341,700				
114	297,600	342,100				
115	297,900	342,600				
116	298,200	343,000				
117	298,500	343,500				
118	298,900	343,900				
119	299,200	344,300				
120	299,600	344,700				
121	299,900	345,100				

備考 この本給表は、調査研究業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第6（第19条関係）

職 名	区 分
副理事（理事長の指定する者に限る） 所長	一種
部長	二種
次長 課長（理事長の指定する者に限る） 参事（理事長の指定する者に限る） 広報官（理事長の指定する者に限る） 指導主幹（理事長の指定する者に限る）	三種
課長 参事 広報官 指導主幹 主任研究員	四種

別表第6－2（第19条関係）

本給表	職務の級	区分	管理職手当額
一般職員 本給表(一)	10級	一種	139,300円
	9級	一種	130,300円
		二種	104,200円
	8級	一種	117,100円
		二種	94,000円

	7 級	一種	1 1 0, 6 0 0 円
		二種	8 8, 5 0 0 円
	6 級	三種	7 2, 7 0 0 円
		四種	6 2, 3 0 0 円
	5 級	三種	6 9, 4 0 0 円
		四種	5 9, 5 0 0 円
	4 級	三種	6 4, 8 0 0 円
		四種	5 5, 5 0 0 円
研究職員 本給表	4 級	四種	6 7, 2 0 0 円
	3 級	四種	6 0, 9 0 0 円

備考 この表の適用を受ける職員のうち、別表第6に掲げる副理事（理事長の指定する者に限る）および別表第6に掲げる所長のうち複数の施設の所長を兼務する者の管理職手当額は、この表の額に20,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第7（第21条関係）

都道府県	支給地域	級地	支給割合
北海道	札幌市	7 級地	1 0 0 分の 3
宮城県	多賀城市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	仙台市	6 級地	1 0 0 分の 6
	名取市	7 級地	1 0 0 分の 3
茨城県	取手市、つくば市	2 級地	1 0 0 分の 1 6
	守谷市	3 級地	1 0 0 分の 1 5
	牛久市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	古河市、ひたちなか市、神栖市	6 級地	1 0 0 分の 6
	笠間市、鹿嶋市、筑西市	7 級地	1 0 0 分の 3
栃木県	宇都宮市、大田原市、下野市	6 級地	1 0 0 分の 6
	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市	7 級地	1 0 0 分の 3
群馬県	高崎市	6 級地	1 0 0 分の 6
	前橋市、太田市、渋川市	7 級地	1 0 0 分の 3
埼玉県	和光市	2 級地	1 0 0 分の 1 6
	さいたま市、志木市	3 級地	1 0 0 分の 1 5
	東松山市、朝霞市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	坂戸市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、比企郡滑川町、比企郡鳩山町、北葛飾郡杉戸町	6 級地	1 0 0 分の 6
	熊谷市	7 級地	1 0 0 分の 3
千葉県	袖ヶ浦市、印西市	2 級地	1 0 0 分の 1 6

	千葉市、成田市	3 級地	1 0 0 分の 1 5
	船橋市、浦安市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町	6 級地	1 0 0 分の 6
	木更津市、君津市、八街市	7 級地	1 0 0 分の 3
東京都	特別区	1 級地	1 0 0 分の 2 0
	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	2 級地	1 0 0 分の 1 6
	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	3 級地	1 0 0 分の 1 5
	立川市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	三鷹市、あきる野市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	武蔵村山市	7 級地	1 0 0 分の 3
神奈川県	横浜市、川崎市、厚木市	2 級地	1 0 0 分の 1 6
	鎌倉市	3 級地	1 0 0 分の 1 5
	相模原市、藤沢市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	横須賀市、平塚市、小田原市、大和市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	三浦市、三浦郡葉山町、中郡二宮町	6 級地	1 0 0 分の 6
新潟県	新潟市	7 級地	1 0 0 分の 3
富山県	富山市	7 級地	1 0 0 分の 3
石川県	金沢市、河北郡内灘町	7 級地	1 0 0 分の 3
福井県	福井市	7 級地	1 0 0 分の 3
山梨県	甲府市	6 級地	1 0 0 分の 6
	南アルプス市	7 級地	1 0 0 分の 3
長野県	塩尻市	6 級地	1 0 0 分の 6
	長野市、松本市、諏訪市、伊那市	7 級地	1 0 0 分の 3
岐阜県	岐阜市	6 級地	1 0 0 分の 6
	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市	7 級地	1 0 0 分の 3
静岡県	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市	6 級地	1 0 0 分の 6
	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	7 級地	1 0 0 分の 3
愛知県	刈谷市、豊田市	2 級地	1 0 0 分の 1 6
	名古屋市、豊明市	3 級地	1 0 0 分の 1 5
	西尾市、知多市、みよし市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、田原市、弥富市、西春日井郡豊山町	6 級地	1 0 0 分の 6
	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小牧市、海部郡飛鳥村	7 級地	1 0 0 分の 3
三重県	鈴鹿市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	四日市市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	津市、桑名市、亀山市	6 級地	1 0 0 分の 6

	名張市、伊賀市	7 級地	1 0 0 分の 3
滋賀県	大津市、草津市、栗東市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	彦根市、守山市、甲賀市	6 級地	1 0 0 分の 6
	長浜市、東近江市	7 級地	1 0 0 分の 3
京都府	京田辺市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	京都市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	宇治市、亀岡市、向日市、木津川市	6 級地	1 0 0 分の 6
大阪府	大阪市、守口市	2 級地	1 0 0 分の 1 6
	池田市、高槻市、大東市、門真市	3 級地	1 0 0 分の 1 5
	豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、柏原市、東大阪 市、交野市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	岸和田市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内 長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、阪南市、泉 南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内 郡太子町	6 級地	1 0 0 分の 6
兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市	3 級地	1 0 0 分の 1 5
	神戸市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	尼崎市、伊丹市、三田市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	明石市、赤穂市	6 級地	1 0 0 分の 6
	姫路市、加古川市、三木市	7 級地	1 0 0 分の 3
奈良県	天理市	4 級地	1 0 0 分の 1 2
	奈良市、大和郡山市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	大和高田市、橿原市、香芝市、北葛城郡王寺町	6 級地	1 0 0 分の 6
	桜井市、宇陀市	7 級地	1 0 0 分の 3
和歌山県	和歌山市、橋本市	6 級地	1 0 0 分の 6
岡山県	岡山市	7 級地	1 0 0 分の 3
広島県	広島市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	三原市、東広島市、廿日市市、安芸郡海田町、安 芸郡坂町	7 級地	1 0 0 分の 3
山口県	周南市	7 級地	1 0 0 分の 3
徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市	7 級地	1 0 0 分の 3
香川県	高松市	6 級地	1 0 0 分の 6
	坂出市	7 級地	1 0 0 分の 3
福岡県	福岡市、春日市、福津市	5 級地	1 0 0 分の 1 0
	太宰府市、糸島市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町	6 級地	1 0 0 分の 6
	北九州市、筑紫野市、糟屋郡宇美町	7 級地	1 0 0 分の 3
長崎県	長崎市	7 級地	1 0 0 分の 3

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成 2 7 年 4 月 1 日においてそれらの名称を有する

市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響を受けるものではない。

別表第8（第25条関係）

施設等名	支給割合
国立沖縄青少年交流の家	100分の12
国立日高青少年自然の家	100分の12

別表第9（第26条関係）

国立乗鞍青少年交流の家
 国立阿蘇青少年交流の家
 国立立山青少年自然の家
 国立信州高遠青少年自然の家
 国立曽爾青少年自然の家

別表第9-2（第26条関係）

期間等の区分			支給割合
異動等の日から 起算して4年に 達するまでの間	特施設等	国立沖縄青少年交流の家	100分の6
		国立日高青少年自然の家	100分の6
	準特施設等		100分の4
4年に達した後から5年に達するまでの間			100分の4
5年に達した後			100分の2

備考 国立信州高遠青少年自然の家に勤務する職員には、毎年11月1日から翌年3月31日までの期間以外の期間は、特設勤務手当に準ずる手当を支給しない。

別表第10（第33条関係）

支給地域（施設等名）	支給地域の区分
北海道上川郡美瑛町（国立大雪青少年交流の家）	1級地
岩手県滝沢市（国立岩手山青少年交流の家）	4級地
福島県耶麻郡猪苗代町（国立磐梯青少年交流の家）	4級地
岐阜県高山市（国立乗鞍青少年交流の家）	4級地
北海道沙流郡日高町（国立日高青少年自然の家）	2級地
宮城県栗原市（国立花山青少年自然の家）	4級地
福島県西白河郡西郷村（国立那須甲子青少年自然の家）	4級地
新潟県妙高市（国立妙高青少年自然の家）	4級地

富山県中新川郡立山町（国立立山青少年自然の家）	4 級地
長野県伊那市（国立信州高遠青少年自然の家）	4 級地

別表第 1 1 （第 3 3 条関係）

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級地	2 6, 3 8 0 円	1 4, 5 8 0 円	1 0, 3 4 0 円
2 級地	2 3, 3 6 0 円	1 3, 0 6 0 円	8, 8 0 0 円
3 級地	2 2, 5 4 0 円	1 2, 8 6 0 円	8, 6 0 0 円
4 級地	1 7, 8 0 0 円	1 0, 2 0 0 円	7, 3 6 0 円